

裁 決 書

審査請求人 住所
氏名 様
処分庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が平成28年11月29日に提起した処分庁による野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員名簿に係る行政文書部分開示決定処分に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査請求に係る行政文書部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、肩書き等の欄の職業及び肩書を不開示とした部分を取り消す。
- 2 本件審査請求のうち、その余の部分は、これを棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成28年11月4日付けで、野田市情報公開条例(平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、条例の実施機関である処分庁に対し、行政文書開示請求を行った。
- 2 処分庁は、平成28年11月21日付けで、本件処分を行い、同日付けの行政文書部分開示決定通知書を同月22日に審査請求人に交付した。
- 4 審査請求人は、平成28年11月29日付けで、処分庁に対し、本件処分のうち、学識経験者の肩書き等の欄に記載された「職業」、「肩書」及び「経歴」について開示するとの裁決を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 学識経験者を委員選出区分として選出された委員は、その保有する専門性を期待され各審議会委員として会議に出席していることは明らかである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、審議会の学識経験委員としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴しか考えられない。よって、学識経験者を委員選出区分として選出された委員について、「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴は選出の判断要素となった情報であり、職務遂行の内容に係る情報に該当する。
- (2) 条例第6条第2号アの「慣行」とは、野田市の他の審議会等とはもとより政府や他の地方自治体の状況を含み、社会通念とも言うべき広いものと解釈すべきである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、審議会の学識経験者としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴しか考えられない。よって、学識経験者を委員選出区分として選出された委員について、「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴は選出の判断要素となった情報であり、こうした情報は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当する。
- (3) 「公文書一部不開示決定処分取消請求控訴事件（大阪高等裁判所平成24年（行コ）第166号判決（平成25年4月26日）」において、専門的知見を活用することを期待されて委員を委嘱された立場の者の委員たるに相応しい知見を持つことを示す情報（氏名及び現職、勤務先など）は、たとえそれが個人を識別する情報に該当する場合であったとしてもできるだけ市民に公開されることが望ましいとしている。

政府に加えて、千葉県や我孫子市などの地方自治体の審議会等において選出根拠を示す情報として経歴の公表が行われている。慣行化とはあらゆる地方自治体、あらゆる審議会等で行われていることまでは求めておらず、一定社会の人々の中で行われていることを示すものである。諮問庁の主張は、どのような者を委員として任命したかという説明責任に意図的に背を向け、慣行化していないと言い張っているに過ぎない。

以上のとおりであるから、諮問庁の主張と判断は失当である。

- (4) 情報公開条例の目的について主張する。情報公開条例は「この条例は市民

の知る権利の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」と定めている。この度、委員名簿について開示請求したところ、学識経験者として選出された委員の選出根拠が不開示とされた。行政に対する不信が増すばかりである。市民の知る権利の理念にのっとっておらず、市民に説明する責務が全うされていない。審理員は、かかる審査請求人の主張は、一般論を述べるものにすぎず、各処分具体的な違法性ないし不当性を指摘するものとは言えないとしている。しかし、選出根拠が学識経験者である委員の肩書き等の欄の職業、肩書き及び経歴を不開示としたことは、委員選出の妥当性を検証しようとする審査請求人に対し、情報公開条例が目的とする市行政の諸活動について説明責任の履行を放棄し、市民による行政の監視を不可能とさせるものであり、違法不当であると考える。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公務員としての職は、非常勤特別職として野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員であり、当該職務遂行の内容に係る部分は、同審議会の会議への出席等である。よって、「職業、肩書及び経歴」は、同審議会委員としての職務遂行の内容に係る情報に該当しない。
- (2) 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員の「職業、肩書及び経歴」を公にする慣行はない。

理 由

審査庁は、平成29年3月8日付けで、本件審査請求について、条例第16条第1項の規定に基づき、審査会に諮問した。

審査会は、平成29年9月7日付けで、審査庁に対し答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 審査会の考え方について

- (1) 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

千葉県及び近隣自治体のホームページに掲載されている審議会の委員名簿の公開状況を事務局職員に調査させたところ、各自治体ごとに、また、一の自治体においても各種審議会ごとに、委員に関する情報の掲載方法は多種多様（職業に関する情報のみの掲載、その役職等も含めての掲載等）であったが、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者の情報は、ほとんどの審議会において掲載されていることが分かった。

このことから、学識経験者としての委員に選任されている者のうち、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者については、職業自体は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ということができる。ただし、所属事務所、大学、学部、役職等などの項目までが慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるかを明確に線引きすることは困難である。

以上のことから、学識経験者としての委員に選任されている者の委員選出に関する判断要素となる情報は、全ての項目において、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとまではいえないと判断する。

(2) 職務の遂行に係る情報

審議会の委員は、非常勤特別職の公務員であり、市の附属機関である審議会において調査審議等を行っている。こうしたことから、学識経験者として選任された委員がどのような学識経験を有しているかについては、職務遂行の内容に係る情報として、条例第6条第2号ウに該当し、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

そこで、学識経験者として選任された委員の何が学識経験を有している情報に該当するかを具体的に検討する。

任命権者は、その者が備えている学識経験が、それぞれの審議会の所掌する事務にふさわしいかを判断した上で、委員を選出するものであって、その者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が学識経験に結び付いていると考えられる。したがって、これらの情報のうち、委員選出に関する判断要素と密接に関連しているものが職務遂行の内容に係

る情報に該当すると判断するのが原則である。

これに当てはめて考えると、専門的な知見を有する者として広く認知されている職業である弁護士、税理士、大学教授等であることを根拠に選任された委員及び業界団体等から選任された委員については、当該委員の職業及びその役職等（以下「職業等」という。）は、委員選出に関する判断要素と密接に関連していることから、その所属先の名称（例えば、弁護士であれば所属する事務所の名称、大学教授であれば所属する大学及び学部の名称）も含め、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

一方、上記に掲げる者以外の者については、その者の職業等が委員選出に関する判断要素と直接関係しない場合は、当該委員の職業等の情報は、職務遂行の内容に係る情報とはいえ、個人の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示情報とすべきである。このような場合、開示の対象となる委員選出に関する判断要素となる情報は、どの情報がその者の学識経験と結び付いているのかを個別具体的に判断すべきである。

2 本件処分の適法性又は相当性について

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員名簿の肩書き等の欄に記載されている情報のうち、学識経験者の委員としての専門性を示すものとして、鎌野邦樹委員については不開示とされた全ての部分を、富所富男委員については上段に記載されている部分及び下段の1文字目から8文字目までの部分を、瀧和夫委員については不開示とされた全ての部分を開示すべきである。なお、富所富男委員の下段の9文字目以降の部分については、本人の経歴に関する情報であって学識経験者の委員としての専門性と結び付くものとは認められないことから不開示とすべきである。

審査庁は、審査会の答申を尊重して、審査会の考え方と同様の理由により、本件審査請求の一部には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

（備考）申請に対する一定の処分に関する措置

本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、別紙行政文書部分開示決定通知書のとおり、肩書き等の欄の職業及び肩書を開示する旨の

処分をすることとする。

平成29年10月6日

審査庁 野田市長 鈴木 有

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

行政文書部分開示決定通知書

平成28年11月4日付けで請求のあった行政文書の開示請求について、野田市情報公開条例第5条第2項及び第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 行政文書の件名 | 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員名簿 | |
| 行政文書の開示の日時及び場所 | 日 時 | 平成29年10月6日 午後 4時以降 |
| | 場 所 | 情報公開コーナー（総務部総務課） |
| 開示しない部分及び理由 | <p>1 開示しない部分の概要 個人の生年月日、年齢、住所、電話番号及び肩書き等の欄における経歴に関する情報（公務員等の職務遂行の内容に係る情報及び慣行として公にされている情報を除く。）</p> <p>2 野田市情報公開条例第6条第2号に該当（理由） 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員名簿において、個人の生年月日、年齢、住所、電話番号及び肩書き等の欄に記載されている情報は、野田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2号の個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報に該当します。 ただし、肩書き等の欄に記載されている情報のうち、委員の推薦を依頼した団体の名称及び学識経験者として選任された委員の専門性を示す職業及び肩書は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報に該当するため、条例第6条第2号ウの規定により開示します。また、肩書き等の欄に記載されている情報のうち、慣行として公にされている情報については、条例第6条第2号アの規定により開示します。 このほか、肩書き等の欄には、経歴に関する情報が記載されていますが、当該情報は、学識経験者の委員としての専門性と結びつくものと認められないため、条例第6条第2号に規定する不開示情報に該当します。</p> | |
| 担 当 課 | 環境部 清掃計画課 計画係 電話番号 04-7125-1111（内線）3202 | |
| 備 考 | 開示の方法 1 閲覧 2 写しの交付 3 郵送による写しの交付 1枚（A4版1枚）＝10円 | |